平成２９年（フ）第１５５６号
名古屋市南区戸部町２丁目36番地　フローリア戸部２Ｂ号
債務者　髙瀬　雅俊
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０９号
松江市春日町469番地３　アメリア201号室
債務者　藤原　沙弥
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０号
山形県最上郡戸沢村大字古口2027番地２
債務者　植村　則子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第６９７号
千葉県柏市しいの木台３丁目15番地26
債務者　小山　美帆
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７０２号
千葉県流山市大字東深井882番地の69　グリーンハイム水辺206
債務者　渡部　知絵
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７２５号
千葉県松戸市六高台８丁目46番地　渡来ビル101号
債務者　鈴木　裕之
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７２７号
千葉県我孫子市台田３丁目５番５号（201号）クレスト台田
債務者　石川　洋一（旧姓長澤）
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７３０号
千葉県鎌ケ谷市道野辺本町１丁目15番16―205号
債務者　藤井　桂介
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７４４号
千葉県野田市岩名１丁目26番地の７　セジュール川間Ｂ―203
債務者　小野寺　祐
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７５０号
千葉県松戸市幸田５丁目707番地
債務者　本間　美穂（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７５７号
千葉県柏市ひばりが丘８番17号　第１白樺荘101号
債務者　秋谷　遼太
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７６８号
千葉県松戸市常盤平３丁目24番地の１　常盤平公団住宅３街区10棟202号
債務者　加茂　映子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７７２号
千葉県柏市増尾台２丁目１番22号　ベルピア増尾１―１―202号
債務者　石島　龍太
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１３１５号
さいたま市桜区道場３丁目15番20号　第二フェニックス301号室
債務者　新藤　幸子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３８４号
埼玉県朝霞市栄町２丁目３番14号　レーベンハイム朝霞204
債務者　小野圭一郎
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４１３号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町２丁目７番18号、旧住所青森県五所川原市大字稲実字米崎８番地46
債務者　渡邊　勝美
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係